

長野県スポーツ協会加盟団体ガバナンス向上研修会 質疑応答
【会場開催及びオンライン開催併用型研修会】

- 1 日 時 令和4年4月21日（木） 13:30～14:45
- 2 会 場 ホテル国際21『芙蓉』 長野市県町576
- 3 講 師 弁護士 合田雄治郎氏（合田綜合法律事務所 代表弁護士）
- 4 演 題 「～スポーツにおける暴力・ハラスメント等不適切行為の防止対策について～」
暴力・暴言・ハラスメント・差別・不正経理等、インテグリティに反する行為の予防対策

5 質疑応答

（1）損害賠償責任に対するスポーツ保険による対応について（上高井体育協会）

（問）競技中の落雷による死亡事故について主催者に3億円の損害賠償が認められた判例が紹介されたが、こうした突発的な自然災害による事故に関する損害賠償金について、スポーツ保険で対応できるか。

（答）スポーツ保険の適用については、保険会社に契約内容を確認していただきたい。

自然災害による事故について主催者が損害賠償責任を問われるのは、自然災害による事故が予測できたにもかかわらず、必要な予防措置をしなかった場合である。

落雷等自然災害による事故を予防することができたにもかかわらず、主催者が必要な予防措置をしなかった場合に損害賠償請求が認められている。

まずは、スポーツ保険契約の内容を確認していただくことが重要である。

自然災害による事故が発生し、主催者が損害賠償請求された場合に、保険金が出るか確認していただきたい。

（2）競技会等開催要項における包括的免責条項の規定について（上高井体育協会）

（問）競技会等開催要項に「自然災害による事故について主催者は一切責任を負わない」と明記することで責任を回避できるか。

（答）「自然災害による事故について主催者は一切責任を負わない」とする規定は、法律上無効とされている。こうした規定は、「包括的免責条項」という。あらゆるリスクを避けるためにそうした「自然災害による事故について一切責任を負わない」とする規定は、よく見られるが、それだけでは、こうした損害賠償請求を防ぐことはできない。

大事なことは、落雷事故や熱中症にならないように、必要な予防措置を行って自然災害による事故を防ぐということが重要。練習中に熱中症で死亡した高校生について、県に対して2億5千万円の損害賠償責任が認められた事例がある。こうした事故が起きないように、常に熱中症等のリスクを認識して、こまめな水分補給や、適時休憩時間をとるなど必要な予防措置等努力を怠らないことが重要になる。

（3）言うことを聞かない選手に対するネグレクト、無視について（馬術連盟）

（問）体罰、パワハラとは逆に、指導の中で言うことを聞かない選手に対して、ネグレクト、無視する、指導・アドバイスをしないことは、違法ではないものの、選手にとって精神的なダメージとなると思うが、こうした対応は問題ないか。

（答）J S P O 規程では、ネグレクト（無視）することは、ハラスメントに含まれている。無視することは、違法であり、ハラスメントに該当する。

指導の現場で、大人と子どもの関係の中で「何を言っても聞いてくれないのでこういうことになってしまった」という話がよくあるがコミュニケーションが不足しているケースが多い。指導者が「やっていいこと」と「やっていけないこと」がある。無視することは、不適切な行為ということになる。